

外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書

2013年(平成25年)6月20日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 外国人技能実習制度は、これを速やかに廃止するべきである。
- 2 外国人技能実習制度を廃止した上で、非熟練労働者の受入れを前提とした在留資格を創設し、外国人を受け入れることについて、その是非、その範囲及び制度が変更されるまでの間の現在の技能実習生の処遇などを、外国人の人権にも配慮した上で、早急に国会などの場で十分に検討するべきである。

意見の理由

はじめに

外国人研修・技能実習制度は、労働関係法規の適用のない研修生から労働関係法規の適用のある技能実習生に移行する制度であったが、2009年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の改正により、入国当初から「技能実習」の在留資格で、労働関係法令の適用される技能実習を行う制度に一本化され、2010年7月から新制度が施行された。しかし、この改正は、入管法改正法の成立に当たっての衆参両議院法務委員会附帯決議が「本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。」としているとおり、研修・技能実習制度の弊害のうち、緊急に対応すべきものについての施策を定めたものに過ぎないと位置付けられている。

そこで、当連合会は、上記附帯決議でも課題として挙げられた、技能実習制度の抜本的な見直しについて検討し、既に2011年4月15日に「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」(以下「2011年提言」という。)を公表し、外国人技能実習制度は、これを廃止するべきであると提言した。

しかし、改正入管法施行から3年が経過した現在、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において、技能実習制度のあり方についての検討が開始されたばかりで、制度の抜本的な見直しの方向性はいまだ定まっていない。

他方、改正法が施行された後の2012年末時点でも、技能実習の在留資格で在留する外国人は15万1540人にのぼり（法務省「平成24年末現在における在留外国人数について（速報値）」）、改正法施行後も多数の技能実習生が日本に在留し、働いている。

そして、入管法改正後の新制度下においても、第2に詳述するとおり、旧制度下と同様に技能実習生が時給300円程度という最低賃金以下の賃金・残業代しか支給されていない事例、会社がプレス機の安全装置の故障を知っていながら修理せず使用させたため技能実習生が挟まれ死亡した事例、技能実習生の女性が受入れ企業の社長から胸を触られる等のセクハラ被害を受けたにもかかわらず本国へ強制的に帰国させられることを恐れて抵抗できない事例等、多くの問題事例が報告されている。

総務省が2013年4月19日に発表した「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 - 技能実習制度等を中心として - <結果に基づく勧告>」においても、技能実習制度が予定する監理団体、公益財団法人国際研修協力機構（Japan International Training Cooperation Organization、以下「JITCO」という。）、入国管理局等の監査・指導による適正化が機能していないと指摘されているところである。

したがって、制度の抜本的な見直しは喫緊の課題である。そこで、当連合会は、改正法施行後3年を機に、改めて技能実習制度の速やかな廃止を求めるものである。

第1 外国人研修・技能実習制度改正の経緯と2011年提言

1 2009年の制度改正の経緯

外国人研修・技能実習制度は、主に開発途上国から外国人を招いて、各種の技能・技術等の習得を援助・支援して人材育成を行い、我が国が有する汎用性の高い技術を移転することで国際社会に貢献することを目的として設けられた制度であった。

同制度は、研修生・技能実習生が実質的に低賃金労働者として働かされたり、受入れ機関によって旅券や通帳等を取り上げられたり、賃金の一部を強制的に取り上げられて受入れ機関が管理する本人名義の通帳に預金させられる等の悪質な人権侵害行為が横行している等の問題が指摘されて、国内外から批判を受けた。例えば、国際人権（自由権）規約委員会は、2008年10月に採択した総括所見で、研修生・技能実習生の権利の適切な保護、違法行為のあった使用者への適切な制裁、低賃金労働力確保よりも能力向上に焦点を当てる新しい

制度に現行制度を改めることへの検討等を勧告し、人身取引に関する国連の特別報告者であるジョイ・ヌゴジ・エゼイロ氏の2010年5月12日付け報告、移住者の人権に関する国連の特別報告者であるホルヘ・ブスタマンテ氏の2011年3月21日付け報告は、いずれも研修・技能実習制度が人身取引に該当する可能性を示唆していた（なお、制度改正後においても、アメリカ国務省は、各年ごとに公表している「人身売買報告書」は、同様の指摘をしている。）。

これを受けて、2009年、入管法が改正され、労働関係諸法令の適用のない「研修生」から、労働関係諸法令の適用のある「技能実習生」に移行する制度であったところ、公的な研修及び非実務のみの研修を除いて、在留資格「技能実習」のもとでの技能実習制度に一本化され、技能実習生には来日1年目から労働関係諸法令が適用されることとなり、2010年7月から施行されている。

しかし、この改正は、2009年改正法の成立に当たっての衆議院法務委員会附帯決議10項、参議院法務委員会附帯決議13項が「同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から総合的な検討を行うこと。」としているとおり、研修・技能実習制度において現れた弊害のうち、緊急に対応すべきものについての施策を定めたものであり、国会からも、できるだけ速やかに技能実習制度のあり方の抜本的な見直しを求められている。2010年3月に法務省が定めた第4次出入国管理基本計画も、技能実習制度の抜本的見直しについて検討を進めていくこととしている。

2 技能実習制度の抜本的見直しの方向性

当連合会は、技能実習制度の抜本的な見直しの方向について検討し、前述のとおり、2011年提言を取りまとめた。その要旨は以下のとおりである。

技能実習制度は、受入れ先での技能実習による技術習得を通じて海外に技術を移転するという目的のもとで創設されたものであるが、現実には、農業、漁業、縫製などの、日本人が好まない傾向にある非熟練労働の労働力不足解消のために利用されている実態がある。このために、労働者の保護という観点からの制度設計がなされていない。具体的には、技能実習生は、技能実習を実施する予定の受入れ機関を特定した上で在留資格が与えられ、原則として職場移転の自由がない。したがって、技能実習生が受入れ機関の処遇に不満を持ったからといって他の職場に転職することはできず、あるいは、受入れ機関の不正行為などを告発すれば、次の受入れ先が見つからない限り、技能実習自体の継続が困難になる可能性が高い。このために、技能実習生は、受入れ機関との間で

対等な関係を持つことが困難であり、構造的に、受入れ先と技能実習生の支配従属的な関係を生じさせやすい。

加えて、技能実習制度には、送出し機関の規制の困難性や監理監督機関による監視機能の弱体性という構造的問題も存する。

したがって、特定の受入れ機関での就労を前提とし、かつ、技能実習による海外への技術移転という名目と非熟練労働者の雇用という実態の乖離が常態化している技能実習制度は、廃止するほかない。

なお、技能実習制度を廃止すれば、非熟練労働者の受入れは、現状の制度下においてはできないこととなる。

そこで、政府・産業界では、非熟練労働者を含めた外国人労働者を受け入れるか否か、受け入れる場合にはどのような範囲で、どのような方法により受け入れるのかが、検討課題になると思われる。

この点については、これまでのように「国際貢献」や「技術の海外移転」などの名目で、実態と異なった受入れの議論を行うのではなく、非熟練労働者の受入れという観点から新たな在留資格を設けることについて、正面からその是非及び範囲などを検討するべきである。この検討に当たっては、技能実習制度が、国会での審議を経ずに法務大臣の告示によって創設されて運用されてきたことに鑑み、国会での議論を経て、法改正によって制度設計を行うべきである。

また、その制度内容の検討に当たっては、単に非熟練労働者の確保という視点からのみではなく、外国人の人権を保障するという視点から制度設計を行うことや制度が変更されるまでの間の、現に在留している技能実習生の処遇などを外国人の人権にも配慮した上で、早急に国会などの場で十分に検討することなどが必要である。

第2 新制度下の問題事例等

1 厚生労働省「最近における技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況」(2012年10月25日付け)

厚生労働省の標記発表によれば、2011年度、労働基準監督署によって実習実施機関に対する監督指導が行われた件数は2748件であり、このうち82%に当たる2252件で労働基準関係法令違反が認められた。いずれも改正法施行前の水準を上回っている。また、2252件のうち23件について検察官への送致(以下「送検」という。)が行われており、送検件数は前年より増加している。なお、技能実習生が、不当な待遇に対し抗議し、また外部に保護を求めた際には、受入れ機関が摘発されて自らも受入れ機関を失い、技能実習生には転職の自由が認められていないことから帰国せざるを得なくなったり、

受入れ機関によって強制的に帰国させられたりすることがある。このため、労働基準監督署において問題事例と認知されずにいる事案が相当数あることが推測される。

送検された事例としては、受入れ会社の最低賃金法違反を監理団体役員が幫助した事例、労働基準監督官の指導にもかかわらず最低賃金法違反が繰り返された事例、引火物による危険を防止するために必要な措置を講じなかったため爆発が起き、技能実習生が死亡した事例、プレス機の安全装置の故障を知っているながら修理せず使用させたため技能実習生が挟まれ死亡した事例等の重大・悪質な労働基準関係法令違反が報告されている。

2 法務省入国管理局『平成24年の「不正行為」について』（2013年3月29日付け）

法務省入国管理局の発表によれば、2012年に「不正行為」を通知した機関は197機関であり、前年の184機関と比較すると7.1%の増加、一昨年の163機関と比較すると20.9%の増加となっている。

各類型別では、「上陸基準省令」の規定による「賃金等の不払」が90件（37.5%）と最も多く、次いで「旧指針」の「労働関係法規違反」が58件（24.2%）、「上陸基準省令」の「労働関係法令違反」が25件（10.4%）と続いており、これら労働関係法令の違反に関する3類型で合計173件（72.1%）を占めている。

「賃金等の不払」の具体例としては、鉄筋工事業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約1年8か月間にわたり、時間外労働等に対する割増賃金を支払わず未払賃金の総額が約330万円に及んだ事例、「労働関係法令違反」の具体例としては、耕種農業を営む実習実施機関が、運転資格のない技能実習生にフォークリフトを運転させた結果、事故を発生させ、長期入院を要するほどの負傷を負わせた事例等の重大・悪質な事例が報告されている。

なお、総務省が2013年4月19日に発表した「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 - 技能実習制度等を中心として - <結果に基づく勧告>」によれば、これらの不正行為が行われていた時期に、監理団体が実施した監査でこれを指摘できていない事例やJITCOが実施した巡回指導でこれを指摘できていない事例がいずれも約98%という高い割合に及んでいる。

また、同勧告は、地方の入国管理局において、監理団体等の監査結果報告の提出漏れをチェックするために必要な正確なリストすら策定されていないことも指摘している。

このように、技能実習制度においては、制度上、監理団体、JITCO、入

国管理局等の監査・指導による適正化が予定されているものの、そもそもこれらの団体に実効的な監査・指導を行わせることが期待できないことが明らかとなっている。

3 J I T C O 「 2 0 1 1 年度外国人研修生・技能実習生の死亡者数」(2 0 1 2 年 6 月 2 0 日 付 け)

J I T C O の 標 記 発 表 に よ れ ば , 1 9 9 2 年 か ら 2 0 1 1 年 ま で の 間 , 2 8 5 名 の 研 修 生 ・ 技 能 実 習 生 が 死 亡 し た が , そ の う ち の 3 0 % に 当 た る 8 5 名 の 死 因 が 「 脳 ・ 心 臓 疾 患 」 で あ っ た 。 こ の 傾 向 は , 2 0 1 1 年 の 死 亡 者 2 0 名 中 , 3 0 % に 当 た る 6 名 の 死 因 が 「 脳 ・ 心 臓 疾 患 」 で あ っ た よ う に , 改 正 法 施 行 後 も 同 様 で あ る 。

研修生・技能実習生として来日する外国人のほとんどが20歳代と若いことを考えると(2012年度版「JITCO白書」によれば技能実習生の約8割が20歳代である。), 死因の30%が「脳・心臓疾患」死であることは異常に高い割合である(厚生労働省発表の2008年の統計によれば, 同世代の日本人の脳・心臓疾患死の割合は5%以下である。)

脳・心臓疾患死はいわゆる過労死の典型疾患であるから, これが死因の高い割合を占めるという事実は, 技能実習生が長時間労働等の過重な労務に従事させられやすいという労働実態を推認させる。

4 当連合会人権擁護委員会による調査

当連合会人権擁護委員会では, 2012年5月29日以降, 「入管法改正後の新たな外国人技能実習制度における問題事例の収集について(照会)」と題する事例調査を, 技能実習生の相談先と想定される全国の労働組合, 国際交流協会等の83の関連団体に対して実施し, そのうち49団体から合計200件以上の相談事例を集積することができた。

その結果を集計したのが添付の別表である。

相談者の国籍は, 中国が約65%と最も多く, 次に多いのがベトナムであった。男女比は72:121と女性の方が多かった。また, 受入れ機関の業種は縫製が約25%と最も多かった。

事例調査の集計・分析により, 新制度下においても以下のとおり, 多数の問題事例が発生していることが確認された。

(1) 改正法及び関係省令等で規制が強化されたものの, なお発生している問題に関する事例

問題事例として最も多かったのは, 賃金未払い(56件)や残業代未払い(65件)であり, 最低賃金以下の賃金・残業代の事例も30件報告されて

いる。

改正法が施行され1年目から労働関係諸法令が適用されることとなったが、いまだに残業時給が300円程度という事例が数多く報告され、中には残業代時給が100円という悪質な事例(別表153番)も報告されている。

次に、通帳・旅券等の取り上げ事例(16件)や強制貯金事例(11件)の悪質な人権侵害もいまだに多く報告されている。

賃金からの天引きを行った上で技能実習生名義で預金し、その預金通帳を受入れ機関が預かるという「強制貯金」と呼ばれる預貯金について、通帳を本人に返還せず、本国の送出し機関に送金する事例や、本人が強制貯金の送出し機関への送金を拒否したところ、受入れ機関が本人を強制帰国(後述の(4)に説明)させようとした事例(別表32番)も報告されている。

さらに、管理費を徴収する、社会保険料等の名目で本人の賃金から控除しながら実際には受入れ機関が社会保険料未加入である等の違法な控除事例(11件)も多数報告されている。

また、受入れ機関が技能実習生受入れ時に入国管理局に届け出た業種と全く異なる作業に技能実習生を従事させる等の「実習計画との齟齬」、A社で受け入れると届け出ながら実際にはB社で就労させるいわゆる「とぼし」と呼ばれる事例が旧制度下から引き続き報告されている(5件)。

技能実習生の出身国の送出国において保証金を預り、技能実習生が受入れ機関に抗議をするなどの行為に出たときに違約金として保証金から控除することを定める契約を締結している事例(9件)もいまだに存在している。

これらの問題事例については既に旧制度下においても関係省令・指針等で明確に禁じられた上、改正法施行後の新制度下においても、改正法及び関係省令で規制が強化されたはずであるが、それでも規制が守られていない実態が存することが明らかとなった。

(2) 労災に関する事例

労災については、18件の問題事例が報告されている。

傷病名や受傷の程度が判明する例としては、工作中的のやけど(別表55番)、右手複雑骨折(別表77番)、3か月以上の入院(別表107番)、左手の骨と爪を落とす怪我(別表111番)、左手の人差指を怪我し関節が曲がりにくい(別表166番)等が報告されている。

上記結果から、労災の相談事例は問題事例全体の約1割に及び、受入れ機関において十分な安全対策がとられていない実態がうかがわれる。のみならず、工場の機械で怪我をしたが、勝手に怪我をしたので会社とは無関係と言

われるなど（別表183番）、労災結果が発生しても受入れ機関がその責任を認めない事例も報告されている。

加えて、いまだ労災事故は発生していないが、免許なくフォークリフトの運転をさせられている（別表101番）、無免許でクレーン車を操作させられる（別表140番）等の相談も報告されており、受入れ機関が技能実習生をあえて危険な作業に従事させている事例すら存することが明らかとなった。

(3) パワハラ・セクハラに関する事例

パワハラ・セクハラについては、6件の問題事例が報告されている。

セクハラについては、社長が女子寮に勝手に入ってきてベットで寝たり嫌がらせをする（別表136番）、社長が胸を触ったり卑猥なことを言う（別表158番）等の事例が報告されている。

別表158番の相談者は、社長のセクハラに抵抗すると帰国させられると思い我慢しているとも述べており、(4)で後述する強制帰国等、技能実習制度における受入れ機関と技能実習生との構造的な力関係が、卑劣なセクハラ行為を助長している実態がうかがえる。

被害に遭った技能実習生にとっては、そもそもセクハラ被害自体を第三者に明らかにしたくないという心理が働く上、受入れ機関に強制帰国させられる恐れもあるから、報告された件数以外にも、実際のセクハラ被害は多数に及ぶと推測される。

(4) 強制帰国に関する事例

強制帰国とは、技能実習生が労働条件の改善等を受入れ機関に申し入れた場合、受入れ機関が実習生を解雇した場合、労働災害が発生した場合などに、受入れ機関が、技能実習生の権利行使を不可能とさせるため、あらかじめ管理していた旅券を利用して航空券を手配した上で、見張り役等が同行して技能実習生を空港まで連れて行き、帰国しなければ送出し機関に納めた保証金が返還されない等の脅迫的な文言や威力をもって、強制的に帰国させる事例をいう。

事例調査においても、技能実習生が不当な待遇に対し抗議し、また外部に保護を求めたところ、受入れ機関において技能実習生を本国に強制的に帰国させようとしたという強制帰国未遂事例が計9件報告されており、強制帰国事例が後を絶たないことが明らかとなった。

具体的には、前述の本人が強制貯金の送出し機関への送金を拒否したところ受入れ機関が本人を強制帰国させようとした事例（別表32番）のほか、

JITCOに連絡したため強制帰国させられそうになった事例（別表72～73番）、「とばし」（「とばし」については4(2)のとおり）を拒否したところ、受入れ機関が強制帰国させようとした事例（別表127番）、休日出勤を拒否したら受入れ機関が強制帰国させようとした事例（別表134番）等の強制帰国未遂事例のほか、前述した女性の技能実習生が強制帰国を恐れて受入れ機関の社長のセクハラに抵抗できない事例（別表136番）等が報告されている。

そもそも、強制帰国させられた者が事後に本国から日本の関連団体にその不当性を訴える機会は極めて少ないから、強制帰国が未遂に終わった事案の相談が9件報告されているということは、実際に帰国させられた者はそれ以上の件数が存すると考える方が自然である。

(5) 受入れ先を固定した在留資格であることから発生する問題に関する事例

相談事例の中には、受入れ機関の業績不振等によって雇用関係が解消された場合に、他の受入れ機関での実習継続ができず、技能実習期間満了を待たず、帰国せざるを得ない点を訴える者も多い（別表41番、60番、63番、93番、122番、150番、180番、197番等）。このように受入れ機関側に問題がある事例においても、技能実習生の受入れ先の変更ができない事例も多い。

技能実習制度に関する法務省入国管理局の指針では、受入れ機関において実習継続ができなくなった場合に限り、受入れ機関において他の実習先を探すことと定められている。しかし、一般の労働市場において次の実習先を探すことはできず、結局、次の実習先が見つかるかどうかは一次受入れ機関の努力に委ねられてしまっているため、実際は次の受入れ先が簡単には見つからず、指針の定めは実効性に乏しいのが現実である。

第3 結論

以上述べたとおり、入管法改正後の新制度下においても、多くの問題事例が発生しているのであって、制度の抜本的な見直しが喫緊の課題であることは、改正法施行後3年経過した今日に至っても何ら変わることはない。

したがって、外国人技能実習制度は、これを速やかに廃止するべきである。

また、外国人技能実習制度を廃止した上で、非熟練労働者の受入れを前提とした在留資格を創設し、外国人を受け入れることについて、その是非、その範囲、制度が変更されるまでの間の現在の技能実習生の処遇などを、外国人の人権にも配慮した上で、早急に国会などの場で十分に検討するべきである。

以上

別表 入管法改正後の新たな外国人技能実習制度における問題事例一覧

| NO. | 国籍 | 性別 | 相談者 | 問題事例(類型) | 問題事例(特徴) | 相談を受けた機関 |
|-----|-------|-----|----------------------------|----------------------------------|--|----------|
| 1 | 中国 | | 3 | 旅券等取上げ、強制貯金、未払い賃金 | | 労働組合A |
| 2 | 中国 | | 1 | 未払い賃金 | | |
| 3 | 中国 | 男・女 | 2 | 未払い賃金 | | |
| 4 | 中国 | 女 | 15 | 旅券等取上げ、強制貯金、未払い賃金 | | |
| 5 | 中国 | 女 | 2 | 未払い賃金 | | |
| 6 | 中国 | 女 | 3 | 旅券等取上げ、強制貯金、未払い賃金 | | |
| 7 | 中国 | 男 | 2 | 最賃違反 | 会社内で暴力事件を起こした、会社都合での有給取得 | |
| 8 | 中国 | 男 | 2 | 未払い賃金、暴力被害 | 社長の暴力 | |
| 9 | 中国 | 男 | 1 | 強制貯金、未払い賃金 | 毎月15,000円の生活費を支給するのみ | |
| 10 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 11 | 中国 | 女 | 2 | 未払い賃金 | | |
| 12 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 13 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 14 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 15 | 中国 | 女 | 3 | その他取上げ、未払い賃金 | 待遇改善、印鑑とりあげ | |
| 16 | 中国 | 女 | 2 | 未払い残業代 | | |
| 17 | 中国 | 女 | 2 | 未払い残業代 | | |
| 18 | 中国 | 女 | 2 | 未払い賃金 | | |
| 19 | 中国 | 女 | 6 | 旅券等取上げ、強制貯金、未払い賃金 | 寮が火災に遭った際の補償要求 | |
| 20 | 中国 | 女 | 2 | 強制貯金、未払い残業代 | 強制貯金を中国公司へ送金していた | |
| 21 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金、違法控除 | 社保本人分を控除して社保事務所に納入せず | |
| 22 | 中国 | 女 | 6 | 未払い賃金、違法控除 | 毎月2万円の管理費の徴収、有給なし | |
| 23 | 中国 | 女 | 3 | 強制貯金、未払い賃金 | 強制貯金の中国公司送金 | |
| 24 | 中国 | 女 | 2 | 未払い賃金 | 中国公司が毎月5万円を本人から徴求、有給消化 | |
| 25 | 中国 | 女 | 1 | 強制貯金、未払い賃金 | 強制貯金の中国送金 | |
| 26 | 中国 | 4 | 旅券等取上げ、その他取上げ、未払い賃金、未払い残業代 | 通帳、印鑑取り上げも、残業代(400円)と生活費1万円のみを支給 | | |
| 27 | 中国 | 女 | 1 | その他取上げ、未払い残業代 | 携帯電話、プリペイドカード没収 | |
| 28 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | 有給未消化、管理費10,000円/月の徴収 | |
| 29 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 30 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 31 | | 女 | 2 | 未払い残業代 | | |
| 32 | 中国 | | 3 | 未払い残業代、強制帰国 | 給料の80%を中国派遣会社に送金することを本人に要求、拒否したところ帰国させようとした | |
| 33 | 中国 | 女 | 1 | 旅券等取上げ、その他取上げ、強制貯金、未払い賃金 | 外国人登録証取上げ | |
| 34 | 中国 | 女 | | 強制貯金、未払い賃金 | 内職強要、有給なし | |
| 35 | 中国 | 男 | | 未払い残業代、労災 | 研修生時のケガの補償がされていない、損保への手続きをしていなかった | |
| 36 | 中国 | 男 | 3 | 未払い賃金 | 有給未消化 | |
| 37 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 38 | 中国 | 女 | 3 | 未払い残業代 | | |
| 39 | | 女 | 3 | 未払い賃金 | 帰国旅費を本人負担にする | |
| 40 | 中国 | | 4 | 未払い賃金 | | |
| 41 | 中国 | 女 | 5 | | 受入れ機関の倒産。未払賃金について協同組合が立て替えたが、協同組合はのちに未払賃金立替払制度により立て替え額より多く受領 | |
| 42 | 中国 | 女 | | 最賃違反 | 特定産別最賃との差額請求 | |
| 43 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 44 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金、暴力被害、セクハラ・パワハラ | 社長の暴力、セクハラ | |
| 45 | 中国 | 女 | 1 | 旅券等取上げ、その他取上げ、未払い賃金 | 内職の強要、通帳、外国人登録証取上げ | |
| 46 | 中国 | | 1 | 未払い賃金 | 自転車走行中、車にはなられ重傷を負った、視力も落ちた、会社は保険請求、通院その他一切かかわらなかった | |
| 47 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 48 | 中国 | 女 | 2 | 未払い賃金 | | |
| 49 | 中国 | 男 | 1 | 飛ばし | 内装を実習する予定であったが、配属先は実際は解体屋。解体屋が内装屋に給料を振り込み、本人にはピンハネされて振り込まれた | |
| 50 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金 | | |
| 51 | 中国 | 女 | 19 | 最賃違反 | 特定産別最賃との差額請求 | |
| 52 | 中国 | 男 | 3 | 未払い賃金 | 待遇改善 | |
| 53 | 中国 | 男 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 54 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 55 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金、労災 | 仕事中のやけどの作業保障 | |
| 56 | 中国 | 女 | 2 | 未払い賃金 | 中国公司が本人らの給料を中国へ持って行った | |
| 57 | 中国 | 男 | 5 | | 交通事故にあったが入院3日で退院させられ、その後通院もしない状態で働かされている | |
| 58 | 中国 | 男 | 1 | 未払い残業代、違法控除 | | |
| 59 | 中国 | 女 | 1 | | 先輩たちは3年まで来ていたが、2010年7月以降来日の人たちは1年だけになった | |
| 60 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金、未払い残業代、最賃違反 | 会社が突然倒産した。社長も行方不明、残業代400円 | |
| 61 | 中国 | 女 | 1 | 旅券等取上げ、強制貯金、未払い残業代、違法控除 | 宿舍費が高すぎる | |
| 62 | 中国 | 女 | 1 | 旅券等取上げ、とばし、未払い残業代 | 深夜手当なし | |
| 63 | ベトナム | 男 | 1 | 解雇、未払い残業代、最賃違反 | 受入停止処分5年を契機とした解雇、残業代(1年目300円、2年目400円) | |
| 64 | フィリピン | 男 | 3 | 未払い残業代 | | |
| 65 | 中国 | 女 | 6 | 未払い残業代、違法控除 | 寮費、光熱費の控除が高額 | |
| 66 | 中国 | 女 | 6 | 未払い残業代 | 内職をさせていた | |
| 67 | フィリピン | 男 | 4 | 未払い残業代、セクハラ・パワハラ | 暴力はないものの怒号、無視あり | |
| 68 | ベトナム | 女 | 6 | 未払い残業代、最賃違反、違法控除 | 残業代1年目300円、2年目400円、3年目450円、寮費、布団のレンタル料25000円、研修生時代の残業100時間超 | |
| 69 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業代600円 | |
| 70 | 中国 | 女 | 6 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業代1年目400円、2年目400円、3年目500円 600円 | |
| 71 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業代1年目300円、2年目420円、3年目450円 | |
| 72 | ベトナム | 女 | 1 | 未払い残業代、強制帰国 | JITCOに連絡したため強制帰国 | |
| 73 | ベトナム | 女 | 1 | 未払い残業代、強制帰国、送出し機関 | JITCOに連絡したため強制帰国、保証金の代わりに自宅の権利証を預ける | |
| 74 | ベトナム | 女 | 1 | | 震災に伴う休業 | |

別表 入管法改正後の新たな外国人技能実習制度における問題事例一覧

| NO. | 国籍 | 性別 | 相談者 | 問題事例(類型) | 問題事例(特徴) | 相談を受けた機関 | |
|-----|-------|----|-----|--------------------------------|---|-----------------|-------|
| 75 | ベトナム | 女 | 2 | | 寮に友人を入れたら罰金1万円取られた、有給未消化 | 労働組合D | |
| 76 | フィリピン | 男 | 3 | 未払い残業代、最賃違反 | 1年目の残業代は650円 | | |
| 77 | ベトナム | 男 | 1 | 未払い残業代、最賃違反、労災 | 労災で右手を複雑骨折して入院、相談者に振り込まれた傷害保険金を会社に渡すよう請求され給料から天引きされた 1年目の残業代は400円 | | |
| 78 | ベトナム | 女 | 1 | | 74と同じ | | |
| 79 | ベトナム | 女 | 1 | 未払い残業代、生活監視・移動自由制約、送出し機関 | 先輩が寮に友人を入れたことで全員罰金1万円を取られた 有給休暇を1日も取らせてくれない 未払残業代請求、有給行使したところ、帰国後の寮の清掃費18万円を請求され、支払わないと保証金を返還しないと言われた | | |
| 80 | ベトナム | 女 | 1 | 未払い賃金、未払い残業代、生活監視・移動自由制約、送出し機関 | 同上、他に体調が悪く金曜日に休んだら1か月分の研修手当がゼロ | | |
| 81 | ベトナム | 女 | 1 | 未払い残業代、生活監視・移動自由制約、送出し機関 | 79と同じ | | |
| 82 | ベトナム | 女 | 3 | その他取上げ、未払い残業代、最賃違反 | 74と同じ、他に通帳取上げ、1年目残業代450円など | | |
| 83 | ベトナム | 男 | 2 | 未払い残業代、最賃違反、送出し機関 | 残業代時給1年目400円、2年目500円、3年目600円 期間満了までいたい(送出し機関から保証金が返金されない) | | 労働組合E |
| 84 | 中国 | 女 | | 旅券等取上げ、未払い残業代 | 寮の環境がひどい | | |
| 85 | 中国 | 女 | 1 | | 在留カード交付申請の必要書類、手続き等 | 弁護士A 国際交流協会A | |
| 86 | ネパール | 女 | 1 | | 遅刻に対する賃金減給 | | |
| 87 | 中国 | 男 | 1 | | 週の労働時間、祝祭日の残業の規定についての問い合わせ | 国際交流協会B | |
| 88 | 中国 | 男 | 1 | | 帰国を早めたい際の、給料の精算方法 | | |
| 89 | 中国 | 女 | 1 | | 震災による会社休業時の給料補償 | | |
| 90 | タイ | 女 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 91 | 中国 | 男 | 1 | | 転職の可能性 | | |
| 92 | 中国 | 男 | 1 | 労災 | | | |
| 93 | 中国 | 男 | 1 | 解雇 | 受入機関から契約短縮と言われたが帰国しなければならないか | | |
| 94 | 中国 | 男 | 1 | 生活監視・移動自由制約 | | | |
| 95 | 中国 | 男 | 1 | | 就労条件について | | |
| 96 | 中国 | 男 | 1 | 送出し機関 | 来日前の派遣会社への支払いについて | | |
| 97 | 中国 | 女 | 1 | 実習計画との齟齬 | 雇用契約の内容と違った実習となっている | | |
| 98 | 中国 | 男 | 1 | 労災 | | | |
| 99 | 中国 | 男 | 1 | 労災 | | | |
| 100 | 中国 | 男 | 1 | | 交通事故被害 | 国際交流協会C | |
| 101 | 中国 | 男 | 1 | | 免許なくフォークリフト運転させられ事故、賠償を求められている | | |
| 102 | 中国 | 女 | 1 | 長時間・過重労働 | | 国際交流協会D | |
| 103 | 中国 | 女 | 1 | | 最低賃金が幾らか教えて欲しい | | |
| 104 | 中国 | 男 | 1 | 未払い賃金、最賃違反 | 諸費用を差し引いて時給500円程度 | | |
| 105 | 中国 | 男 | 1 | | | | |
| 106 | 中国 | 男 | 1 | | | | |
| 107 | 中国 | 男 | 1 | 労災 | 入院3か月以上 | | |
| 108 | 中国 | 男 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 109 | 中国 | 女 | 1 | 違法控除、送出し機関 | 給与から毎月2万4000円を差し引かれ送出し機関に送金されている。来日に際し7万円(元?)を納めている | | |
| 110 | 中国 | 男 | 1 | 未払い残業代 | 日本人から友人の中国人についての相談 | 国際交流協会E | |
| 111 | 中国 | 男 | 1 | 労災 | 左手の爪と骨を落とすけがをした。 | | |
| 112 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | | | |
| 113 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業時給は400~600円 | | |
| 114 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業時給は350~400円 | | |
| 115 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代 | 中国人研修生から相談を受けた労働基準監督署職員からの通訳依頼 | | |
| 116 | | 男 | 1 | | | | |
| 117 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代 | 有給申請を断られた | | |
| 118 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代 | 残業代を時間ではなく作った製品の個数で計算されている | | |
| 119 | 中国 | 男 | 1 | 実習計画との齟齬、違法控除 | 入国前に承諾した労働の職種と違うことをさせられる 家賃の控除額も大きすぎる | | |
| 120 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業代は350~400円 | | |
| 121 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業代は400円 | | |
| 122 | 中国 | 女 | 1 | | 会社の倒産のおそれ | | |
| 123 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業代は350~400円 | | |
| 124 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 125 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金、未払い残業代 | | | |
| 126 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 127 | 中国 | 女 | 1 | 飛ばし、実習計画との齟齬、強制帰国 | 受入先と別の会社での勤務を指示され「行かないと中国へ帰す」と言われた | | |
| 128 | 中国 | 男 | 1 | | 中国人研修生から相談を受けた労働基準監督署職員からの通訳依頼 | 国際交流協会F | |
| 129 | | 男 | 1 | 実習計画との齟齬 | 契約書では機械工だが、実際は建設現場の足場作り | | |
| 130 | | 男 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 131 | | 男 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 132 | | 女 | 1 | | 4年目更新の可否 | | |
| 133 | | 男 | 1 | 未払い残業代 | | | |
| 134 | | 男 | 1 | 強制帰国 | 休日出勤を拒否したら帰国させると言われた | | |
| 135 | | 女 | 1 | 送出し機関 | 送り出し組合に4万円の保証金を積んでいる | | |
| 136 | | 女 | 1 | 解雇、未払い残業代、強制帰国、セクハラ・パワハラ | 倒産するので、全員帰国させると言われた。 社長が女子寮に勝手に入ってきてベッドで寝たり嫌がらせをする | | |
| 137 | | 女 | 1 | | 昼休みが契約より短い | | |
| 138 | | 女 | 6 | 長時間・過重労働、未払い残業代、最賃違反 | 月平均残業時間160~200時間 1時間30分で洋服を1着仕上げると1000円の残業代 | | |
| 139 | | 女 | 3 | | 会社が倒産する、今後の雇用先確保について | | |
| 140 | | 男 | 1 | | 無免許でクレーン車を操作させられる | | |
| 141 | | 女 | 3 | | | | |
| 142 | | 女 | 1 | 未払い賃金 | | | |
| 143 | | 男 | 1 | 長時間・過重労働 | | | |
| 144 | | 女 | 1 | 解雇 | | | |

別表 入管法改正後の新たな外国人技能実習制度における問題事例一覧

| NO. | 国籍 | 性別 | 相談者 | 問題事例(類型) | 問題事例(特徴) | 相談を受けた機関 |
|-----|-------|----|-----|-------------------------------|--|----------|
| 145 | | 女 | 1 | 未払い残業代 | | 国際交流協会F |
| 146 | | 女 | 5 | 違法控除 | 実習生18名が、寮の壁紙張替料4万円を給料から差し引かれた | |
| 147 | | 女 | 1 | | 給料から厚生年金保険料が天引きされているが、本当に加入しているか確認したい | |
| 148 | | 男 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | | |
| 149 | | 男 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | | |
| 150 | | 男 | 1 | | 会社が倒産したため会社を移ったが、新会社では給料は日給払いと説明されており、まだ契約していない | |
| 151 | | 男 | 1 | | 厚生年金脱退一時金の請求方法 | |
| 152 | | 男 | 1 | 労災 | | |
| 153 | | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反、強制帰国 | 実習生2名が強制帰国させられた 残業代1時間あたり100円 | |
| 154 | | 男 | 3 | 強制帰国 | 強制帰国させられそう | |
| 155 | | 女 | 1 | 未払い残業代 | | |
| 156 | | 男 | 1 | 労災 | 後遺障害認定を受ける見込み | |
| 157 | | 女 | 1 | | 労働契約書の内容が日本語で理解できない | |
| 158 | | 女 | 1 | セクハラ・パワハラ | 社長が胸を触ったり卑猥なことを言う、抵抗すると帰国させられると思い我慢している | |
| 159 | | 女 | 1 | 未払い残業代、最賃違反 | 残業時給480円 | |
| 160 | | 男 | 1 | 長時間・過重労働、強制帰国 | 会社に文句を言うとう帰国させられる | |
| 161 | | 女 | 1 | 長時間・過重労働 | 9時間労働だが昼休みが無い | |
| 162 | | 男 | 1 | | | |
| 163 | | 男 | 1 | | 2年目の労働契約書を作成してくれない | |
| 164 | | 男 | 1 | 労災 | | |
| 165 | | 女 | 1 | 労災 | 通勤災害、在留資格更新時期が迫っており、帰国させられないか心配 | |
| 166 | | 男 | 1 | 労災 | 仕事中に左人差し指を怪我し第一関節が曲がりにくい | |
| 167 | | | 1 | 長時間・過重労働 | 毎日夜遅くまで仕事をしている。休日休みがなくなるとも疲れた助けて下さい | |
| 168 | | 女 | 3 | | | |
| 169 | | 男 | 1 | 労災 | | |
| 170 | | 男 | 1 | | タイムカードが2枚、1枚は本当の労働時間、あと1枚は異なっている | |
| 171 | | 女 | 12 | | 有給休暇を申請しても欠勤扱いになる | |
| 172 | | 女 | 3 | 未払い残業代 | | |
| 173 | | 男 | 1 | 労災 | 溶接工として働いているが胸に痛みがある。結果によっては帰国させられるか | |
| 174 | | 男 | 1 | 未払い残業代、送出し機関 | 送り出し機関に中国の家を担保にしてきた | |
| 175 | | 男 | 1 | 暴力被害 | 仕事のミスで同僚から殴られた | |
| 176 | 中国 | 女 | 1 | 解雇 | | 国際交流協会G |
| 177 | 中国 | 男 | 1 | | 日本語学習 | |
| 178 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金、最賃違反 | | |
| 179 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 180 | 中国 | 女 | 1 | 未払い残業代 | 転職 | |
| 181 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金、最賃違反、違法控除 | 仲介料を天引き | |
| 182 | スリランカ | 男 | 1 | 労災 | 指の怪我をし治療中 | |
| 183 | 中国 | 女 | 1 | 労災 | 工場の機械で怪我をした、勝手に怪我をしたので会社とは無関係と言われる | 国際交流協会H |
| 184 | インドネシ | 男 | 1 | 労災 | 入院中 | 国際交流協会I |
| 185 | 中国 | | 1 | 飛ばし、実習計画との齟齬 | | 国際交流協会J |
| 186 | 中国 | 女 | 1 | 未払い賃金 | | |
| 187 | 中国 | 男 | 1 | 実習計画との齟齬 | | |
| 188 | 中国 | 男 | 1 | | | 国際交流協会K |
| 189 | 中国 | 女 | 3 | 未払い賃金、未払い残業代、最賃違反 | 残業時給300円 | |
| 190 | 中国 | 女 | 2 | 解雇、未払い賃金、未払い残業代、最賃違反 | 残業時給390円 | |
| 191 | 中国 | 男 | 1 | 解雇 | | |
| 192 | 中国 | 女 | 21 | 未払い賃金 | | 国際交流協会L |
| 193 | 中国 | 女 | 1 | | 社長に3人で50万円貸したが返さない | |
| 194 | 中国 | 女 | 1 | | 給料明細と支給額の祖語、契約書手元になく契約内容を確認したい | |
| 195 | 中国 | 男 | 1 | | 時給が685円と安い、先輩と比べても | |
| 196 | 中国 | 男 | 1 | | 時給が685円と安い、有給を使ったことが無いが何日あるのか | 国際交流協会M |
| 197 | 中国 | 女 | 4 | | 3年契約のつもりで日本に来たが、会社経営が厳しく解雇、帰国を打診されている。他の場所で働けないか | |
| 198 | 中国 | 女 | 1 | セクハラ・パワハラ | 監督する日本人の態度が自分に特に厳しい、怒鳴る 働く時間が日によってバラバラ、受入れ機関から我慢するか帰国するかと言われる | 国際交流協会N |
| 199 | 中国 | 女 | 1 | 解雇、未払い残業代、最賃違反 | 残業時給500円 自分でチケットを買って帰国するように、土日の休みも急に仕事を命じられる、団体に相談するが解決せず | |
| 200 | ベトナム | 女 | 1 | | 研修満了後帰国日が在留期間の数日後になるが、どうすればよいか? | |
| 201 | フィリピン | 男 | 1 | | 技能実習2号口終了後、日本で働く方法はないか? | |
| 202 | 中国 | 男 | 1 | 未払い賃金 | 仕事がほとんどなく、多くて月に10日稼働、手取りが1~3万円にしかならない | 国際交流協会O |
| 203 | 中国 | 男 | 1 | 飛ばし、実習計画との齟齬、未払い残業代、セクハラ・パワハラ | 目標達成できず上司に怒られる | 国際交流協会P |
| | | | | | 網掛けは、意見書本文で引用した事例であることを示す。 人権擁護委員会外国人技能実習生問題プロジェクトチームによる調査 | |